

平生町告示第8号

令和5年第3回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年5月15日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和5年5月18日
- 2 場 所 平生町議会議場
- 3 付議事項
 - (1) 専決処分の承認について
令和5年度平生町一般会計補正予算
 - (2) 専決処分の承認について
令和5年度平生町一般会計補正予算
 - (3) 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
 - (4) 専決処分の承認について
平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - (5) 令和5年度平生町一般会計補正予算

○開会日に応招した議員

中村 一幸君	中丸 和則君
中村 武央君	中本 敦子さん
赤松 義生君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	細田留美子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
村中 仁司君	中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和5年 第3回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和5年5月18日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和5年5月18日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について
令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認について
令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認について
平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第26号 令和5年度平生町一般会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について
令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認について
令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認について
平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第26号 令和5年度平生町一般会計補正予算
-

出席議員(12名)

1番 中村 一幸君	2番 中丸 和則君
3番 中村 武央君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子さん	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 加村 直子さん
書記 藤田 智典君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君	副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君	会計管理者 …………… 金岡 泰史君
総務課長 …………… 中尾 和正君	地域振興課長 …………… 星出 一明君
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん	税務課長 …………… 池田 真治君
健康保険課長 …………… 久保 秀幸君	学校教育課長 …………… 吉本 敏行君
総務課財務班長 …………… 山本 順一君	

午前9時00分開会・開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中村一幸議員、中丸和則議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2、第3項の規定による例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時02分休憩

.....
午前9時35分再開

日程第4. 承認第1号

日程第5. 承認第2号

日程第6. 承認第3号

日程第7. 承認第4号

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

日程第4、承認第1号「令和5年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」から日程第7、承認第4号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

木々の青葉が目まぶしく、生命力の強さが感じられる季節となりました。

新年度を迎え、早いもので1か月余りが過ぎました。本年度も町政への変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

5月8日より、新型コロナウイルス感染症の取扱いが、感染法上の5類となり、長かった新型コロナウイルス感染症との闘いも、一定のめどを見るようになりました。ただ、新型コロナウイルス

感染症は完全に終息したわけではございません。今後は、ウィズコロナによる感染予防に御留意いただきながら、コロナ禍前の生活を取り戻していただきたいと思います。本町としても、町民の皆様の安全安心の確保に引き続き努めてまいります。

こうした中、令和5年第3回平生町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、承認4件、予算1件でございます。

議案の説明前に恐縮ではございますが、一言お礼を申し上げたいと思います。

ただいま、この議場に御出席の議員皆様方の任期につきましては、この臨時会が任期中の最後の議会になろうかと存じます。在任期間中に賜りました、御指導、御協力に対し、心よりお礼を申し上げます。

また、このたびの任期満了を機会に御勇退されます村中副議長さんにおかれましては、これまで平生町進展に尽くされました御功績、御労苦に対し、重ねてお礼を申し上げます。

それでは、承認第1号「令和5年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」御説明申し上げます。

このたびの補正は、4,541万3,000円を増額いたしまして、予算総額は58億4,841万3,000円となるものであります。

補正内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、65歳以上の人や重症化リスクの高い人などを対象とした春開始接種、及び5歳以上の全ての人を対象とした秋開始接種の実施に要する経費を計上いたしております。国から春開始接種の期間が5月からと示されましたことから、早急に接種体制を整える必要があり、専決処分をいたしたものであります。

7ページから8ページにかけての歳出から御説明申し上げます。

衛生費の予防費におきまして、委託料にワクチン接種に要する経費を計上いたすほか、会計年度任用職員の報酬や、コールセンター業務を担う労働者の派遣に要する手数料など、接種体制の確保に要する経費を計上いたしております。

戻りまして6ページの歳入であります。

ワクチン接種事業に伴う国庫支出金及び諸収入を計上し、全額を特定財源として充当いたすものであります。

なお、9ページから給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、承認第1号「令和5年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第2号「令和5年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」御説明申し上げます。

今回の補正額は、528万7,000円を増額いたしまして、予算総額は58億5,370万円となるものであります。

補正内容につきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援することを目的としました「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」に要する経費を計上いたしております。本事業は、令和4年度において同給付金を受給した世帯、及び直近において収入が激減した世帯等を対象とし、児童一人当たり一律5万円を給付するものであります。事業の目的から早期の給付が求められており、早急に予算措置を講じて準備作業に着手する必要があることから、専決処分をいたしたものであります。

7ページの歳出から御説明申し上げます。

給付対象者を90人と見込み、交付金に所要額を計上いたすほか、職員の人件費、通知文書の郵送料、振込にかかる手数料やデータ作成等の事務的経費を計上いたしております。

戻りまして6ページの歳入であります。

事務費を含めた全額に対し、国庫補助金を充当いたすものであります。

8ページから給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、承認第2号「令和5年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第3号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」、承認第4号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして」、一括して御説明申し上げます。

これらの条例は、関連する法律等が施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、承認第3号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」御説明申し上げます。

このたびの地方税法の改正は、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげることを観点に行われたものであります。改正の主な内容につきましては、軽自動車税関係では、環境性能割につきまして新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足の状況などを踏まえて、現行の税率区分を令和5年12月まで据え置くほか、電気自動車等を取引した場合におけるグリーン化特例につきまして、その適用年限を3年間延長するものとなっております。固定資産税におきましては、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入による固定資産税軽減の特例を創設するものなどであります。

続きまして、承認第4号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして」、御説明申し上げます。

改正の主な内容につきましては、課税限度額と低所得者の減額の対象となる所得基準について

引上げを行うものでございます。

以上をもちまして、承認4件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑は一括で行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 専決処分の承認について、平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての3番のところに、「森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合には併せて賦課し」ということが書かれているんですが、森林環境税については、これまでは東日本の復興の特別住民税、そういう名前で1,000円ほど徴収をされていたと思うんですけど、それは23年まではそれだけ24年からは森林環境税として引き続き徴収すると聞いていたんですが、ここにそのことが出ている理由というのはどういうことなんでしょうか。

○町長（浅本 邦裕君） 担当課長から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） はい、どうぞ、税務課長。

○税務課長（池田 真治君） 赤松議員さんの質問に回答させていただきます。

今回の森林環境税に関する条例改正につきましては、既に導入が決まっておる森林環境税を具体的にどういう形で賦課徴収事務を執るかということの規定をさせていただいたということになるものでございます。

具体的に申し上げますと、個人住民税の均等割に加えて賦課徴収をすると、納税通知書に環境税額を合算して表記するといったような改正をいたすものでございます。これは国税でございますので、国税を地方税で徴収をして、今も県税は同時に徴収しておりますが、県税に加えて今度は国税も併せて町で徴収して県に納付して、県は一括して国に納付するという流れになろうかと考えておりますが、その辺りの具体的な事務の取り方についての規定ということを今回定めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、専決処分の承認について、平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について討論をいたします。

私が問題にするのは、森林環境整備基金というのがありますが、この財源としてこれまでは、東日本復興特別住民税という形で、住民税の所得割のかからない人からも1,000円ほど徴収をされておりました。しかし、国のほうの方針として2024年からは、森林環境税として徴収をするということになる方針でしたが、今回、専決処分の中で町のほうで名前を変えて、森林環境税として徴収するということがはっきりいたしました。これについては、東日本復興特別住民税という形でこれまでは徴収しておりましたが、それが終わったら廃止をすべきはずなのに、安易に森林環境税として、住民税の所得割のかからない人からも徴収するものであり、この税の取り方には問題があるというふうに思っており反対といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、承認第1号「令和5年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第2号「令和5年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第3号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第4号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第26号

○議長（中川 裕之君） 次に、日程第8、議案第26号「令和5年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、承認4件につきまして、御承認を賜りましてありがとうございました。

続きましては、予算1件の議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第26号「令和5年度平生町一般会計補正予算」であります。

このたびの補正は、4,948万円を増額いたしまして、予算総額は59億318万円となるものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

7ページの価格高騰重点支援給付金事業費では、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税均等割の非課税世帯に一律3万円を給付する「平生町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業」に要する経費を計上いたしております。

小学校費の学校管理費では、平生小学校におけるガス供給設備及びプール施設の修繕に要する経費を計上いたしております。

8ページの幼稚園費では、現状の園児の人数や年齢に即した、細やかな教育体制を維持するため、補助教諭の増員に要する経費を計上いたしております。

戻りまして6ページの歳入について御説明いたします。

国庫補助金において、価格高騰重点支援給付金事業費の特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたすほか、財政基金からの繰入金を計上いたしております。

なお、9ページから給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上をもちまして、予算1件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第26号「令和5年度平生町一般会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第3回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時01分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 村 一 幸

署名議員 中 丸 和 則